

平成 21 年度地方特例交付金及び特別交付金（東京都区市町村分）の算定結果について

平成 21 年度の地方特例交付金及び特別交付金について、本日、総務大臣から閣議に報告され、各地方団体に対する交付額が決定しましたので、東京都区市町村分について下記のとおりお知らせします。

記

1 地方特例交付金及び特別交付金の概要

(1) 地方特例交付金

児童手当特例交付金

平成 18 年度より、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、児童手当特例交付金が交付されている。

減収補てん特例交付金

ア 住宅借入金等特別税額控除分

平成 20 年度より、個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするため、減収補てん特例交付金が交付されている。

イ 自動車取得税交付金分

平成 21 年度から平成 23 年度までの間、自動車取得税における低燃費車・低公害車等を対象とする税率軽減措置の実施に伴う自動車取得税交付金の減収による地方公共団体の減収分の一部を補てんするため、減収補てん特例交付金が交付される。

(2) 特別交付金

平成 11 年度税制改正による恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として交付されていた減税補てん特例交付金が、平成 19 年度から廃止されたことに伴う経過措置として平成 19 年度から平成 21 年度まで特別交付金が交付されている。

地方特例交付金、特別交付金とも、普通交付税の交付・不交付と関係なく全団体が交付対象となる。

2 交付額の算定方法

(1) 地方特例交付金

児童手当特例交付金

全国の区市町村に交付されるべき交付金総額を各区市町村の児童手当対象児童の数であん分した額。

減収補てん特例交付金

ア 住宅借入金等特別税額控除分

全国の区市町村に交付されるべき交付金総額を各区市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額であん分した額。

イ 自動車取得税交付金分

全国の区市町村に交付されるべき交付金総額を各区市町村の自動車取得税交付金減収見込額であん分した額。

(2) 特別交付金

特別区の交付額は、区市町村に交付されるべき交付金総額を特別区民税所得割の減収見込額（定率減税分を除く）に相当する額から、特別区たばこ税の増収見込額を控除した額であん分した額。

市町村の交付額は、区市町村に交付されるべき交付金総額を市町村民税所得割の減収見込額（定率減税分を除く）及び市町村民税法人税割の減収見込額に相当する額から、市町村たばこ税の増収見込額を控除した額であん分した額。

3 区市町村別交付額

別紙のとおり。

問い合わせ先

総務局 行政部 区政課
電話 5388-2423（直通）

総務局 行政部 市町村課
電話 5388-2433（直通）